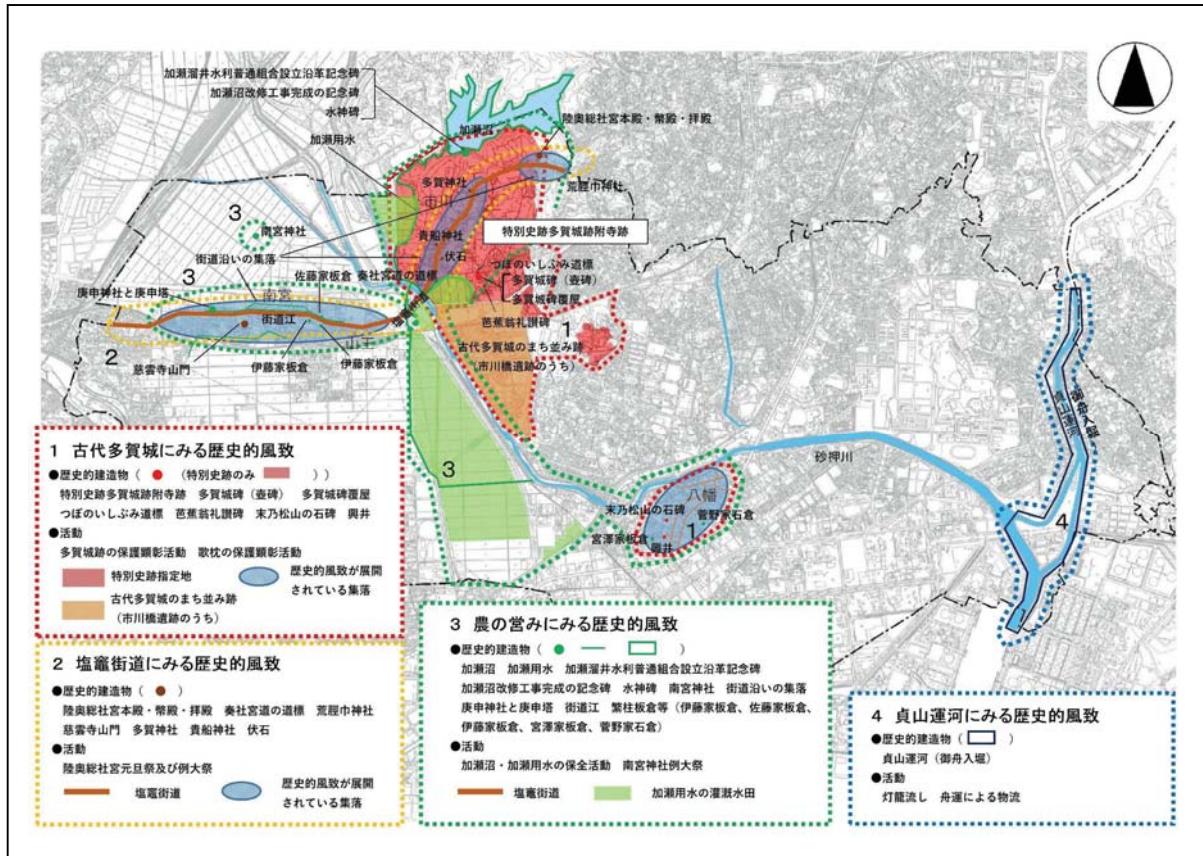


## 第4章 重点区域の設定について

### 1 重点区域の位置及び範囲



### 歴史的風致の分布

#### (1) 多賀城市の歴史的風致

江戸時代初めの「つぼのいしぶみ」（多賀城碑）発見により、歌枕としてはもとより、国府所在地としても広く周知された多賀城跡には、多賀城碑を保護するため仙台藩により覆屋が建築され、同じく歌枕である興井、末の松山などの地も整備された。また、享保年間（1716～1736）には「つぼのいしぶみ道標」が設けられるなど、多賀城碑の顕彰が広く行われていたことが伺える。この結果、地元住民の多賀城跡に対する意識が高揚し、大正14年（1925）の史跡指定及び昭和41年（1966）の特別史跡指定へとつながっていく。

一方、同じ区域内には、江戸時代に整備された塩竈街道があり、城下町仙台から奥州一之宮鹽竈神社への参拝ルートとして多くの人に利用された。多賀城跡が所在する市川地区には「多賀神社」や「陸奥総社宮」など、“国府多賀城”との関連を伺わせる建造物が街道沿いに建てられ、今日でも街道を巡回する陸奥総社宮の祭礼が行われている。

なお、同じ街道沿いでも南宮地区は、江戸時代初めに伊達家家臣成田氏の知行地となり、短冊形の町屋敷が形成された。農村集落ではあるものの、隣接する山王・

市川地区と併せ、中世以降に大規模に開発された水田域を含めた情景は、江戸時代を彷彿とさせるものである。

また、八幡地区は加瀬沼を造ったといわれる天童氏が在郷屋敷を拝領した八幡村の集落に、天童氏の家臣団と農民の屋敷が混在するまち並みが江戸時代に形成され、現在でもその面影がしのばれる。江戸時代初めには加瀬沼や加瀬用水の拡大・改修工事に伴い、市域で最も水田域が拡大し、現在でも八幡地区の西方には水田地帯が広がり歴史的景観を醸し出している。

さらに、貞山運河では、開削以来、舟運がいまなお続いている、運河の岸辺で行われている灯籠流しは、明治時代から変わらず続けられている夏の風物詩となっている。

## (2) 多賀城市における重点区域

重点区域とは、法律において、文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地、または重要伝統的建造物群保存地区内の土地であって、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域とされている。

したがって、本計画で設定する重点区域は、特別史跡である多賀城跡を中心に、江戸時代以降整備された多賀城に関連する歴史的な建造物と、その保護顕彰等により守られてきた良好な環境を形成している範囲を、「古代多賀城にみる歴史的風致」として重点区域の中核に設定するものである。

加えて、同じ範囲内に重複して存在する近世の塩竈街道と街道沿いの建造物、街並み及び江戸時代以降続く伝統的な祭礼を「塩竈街道にみる歴史的風致」、さらに塩竈街道の南北に広がる広大な水田域と江戸時代に人工的に造られた加瀬沼・加瀬用水、及び南宮集落をはじめ、山王・市川・八幡地区における繁柱板倉等と一体となった街並みを「農の営みにみる歴史的風致」とし、これら重層する地区の3つの歴史的風致を重点区域とするものである。

## (3) これまでの重点区域内の取組みと今後の方針

第1期計画では、これらの歴史的風致について、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法による規制にあわせ、陸奥国府・鎮守府であったかつての多賀城を今に伝える南門の復元整備事業に着手、南宮・山王・市川・八幡地区に存する農村集落の営農活動を支えてきた繁柱板倉等の改修助成、歴史的風致を構成している歴史文化資源の価値を伝える案内板・説明板の整備、貞山運河の歴史的価値や魅力を伝える行事の開催など、歴史的風致を市内外に定着させ、発展させていく取組みを

行ってきた。

しかしながら、これらの種々の取組みについては、道半ばであるものが多く、歴史的風致をより一層発展させていくための取組みが必要である。

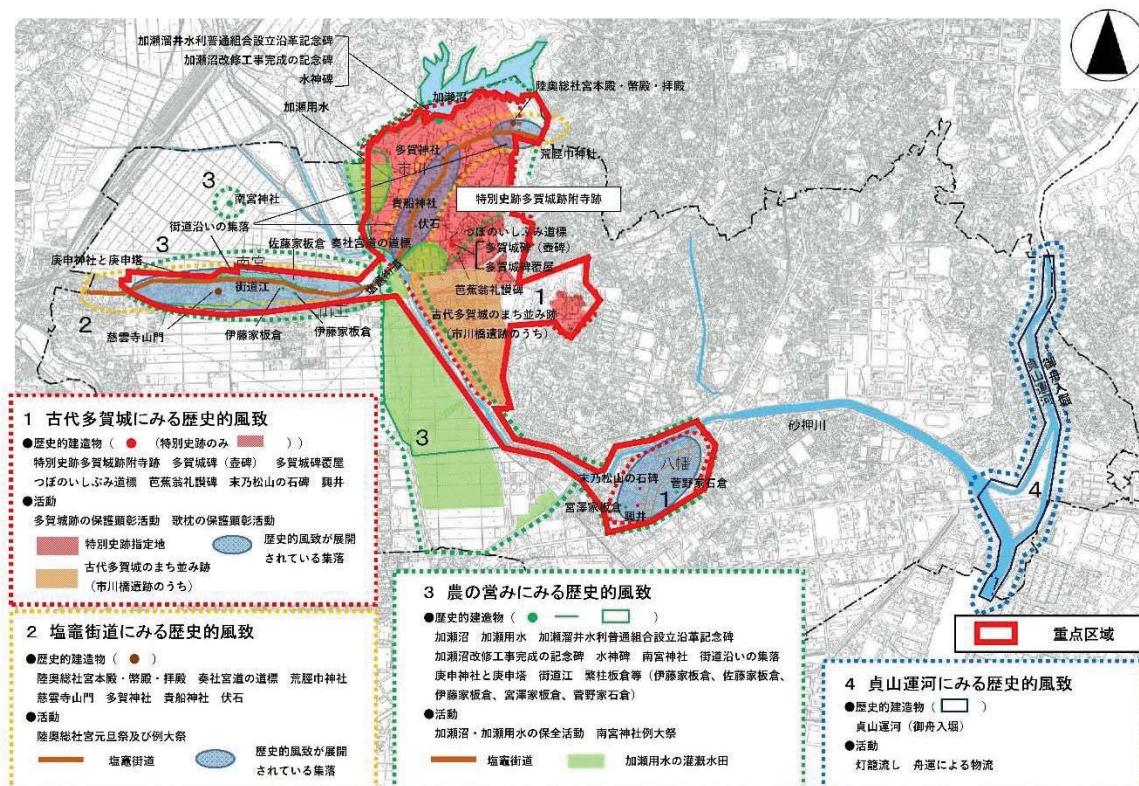
そこで、第2期計画では、事業着手した多賀城の南門の早期完成と多賀城創建1300年記念事業の開催、歴史的建造物と文化事業との連携による魅力創出と交流人口増加、歴史的な街並みの修景整備検討など、次世代に多賀城固有の歴史的風致を継承していくために、これらを取り巻く周辺環境と維持向上の取組みを実施する範囲を重点区域として設定し、歴史的風致の維持向上を図る。

なお、重点区域は今後、本計画を推進することで、多賀城の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が生じた場合には、隨時見直すものとする。

#### (4) 重点区域の位置

本市においては、保護顕彰活動によって伝えられてきた多賀城跡や歌枕と農村集落の原風景が重層的になっていることにより、歴史的風致が形成されている。

このため、本市における重点区域の位置は、特別史跡多賀城跡附寺跡と多賀城外のまち並みが展開されている山王・市川橋遺跡、古代多賀城や歌枕を保護顕彰し続けている市川・八幡の集落、江戸時代以来の農村集落としての佇まいを色濃く残す南宮集落を中心に設定し、さらに、これらの地域の人々の営みに重要な役割を果してきた塩竈街道及び砂押川上流部を加えるものとし、今後も引き続き維持及び向上を図るべき区域の位置とする。



#### 歴史的風致を構成する建造物などの分布

## (5) 重点区域の範囲・名称・面積

重点区域の範囲は、本計画による事業の効果を高めるため、本市の歴史を代表する特別史跡多賀城跡を中心に、まち並みの連続性や一体性を考慮しながら、都市計画における市街化区域及び地区計画の範囲、遺跡の範囲、道路や河川の範囲などを境界として設定する。

具体的には以下の図のように重点区域を定める。

名称	多賀城市歴史的風致維持向上地区		
面積	約282ha		
区間	説明	区間	説明
①～②	特別史跡多賀城跡附寺跡境界	⑫～⑬	道路界（高崎一号線）
②～③	行政界（多賀城市と塩竈市）	⑬～⑭	道路界（市道新田上野線）
③～④	道路界（市道市川線）	⑭～⑮	地区計画界
④～⑤	道路界（市道西沢線）	⑮～⑯	河川界（砂押川）
⑤～⑥	市道西沢線起点－市道浮島線終点	⑯～⑰	道路界（県道多賀城停車場線）
⑥～⑦	道路界（市道浮島線）	⑰～⑱	道路界（国道45号）
⑦～⑧	道路界（市道浮島街路三十七号線）	⑱～⑲	道路界（市道宮前三号線）

⑧～⑨	鉄道界（JR東北本線）	⑯～⑰	河川界（砂押川）
⑨～⑩	道路界（市道浮島高崎線）	⑰～⑱	鉄道界（JR東北本線）
⑩～⑪	道路界（市道高崎廃寺線）	⑱～⑲	市街化区域界
⑪～⑫	特別史跡多賀城跡附寺跡境界		

### 重点区域の境界と歴史的風致に関する建造物等の分布

## 2 重点区域の指定の効果

重点区域内における歴史的風致の維持及び向上に資する施策を実施していくことにより、指定文化財のみならずそれ以外の建造物に関しても、整備が進むとともに積極的な保全と活用を図ることができ、併せて、歴史的風致を構成している街並みも歴史的な景観を意識したものに再形成され、多賀城固有の歴史や文化の再認識、そして誇りの醸成に繋がっていくことが期待できる。

また、第2期計画の中核として位置付けている多賀城の象徴である多賀城南門の復元整備及び周辺環境の修景整備により、守られてきた古代以来の風景と一体となった歴史的な景観の創出が、観光資源としての価値を向上させるとともに、交流人口増加によって、保護顕彰や多くの活動が活性化し、新たな賑わいが生まれていくことが期待できる。

### 3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

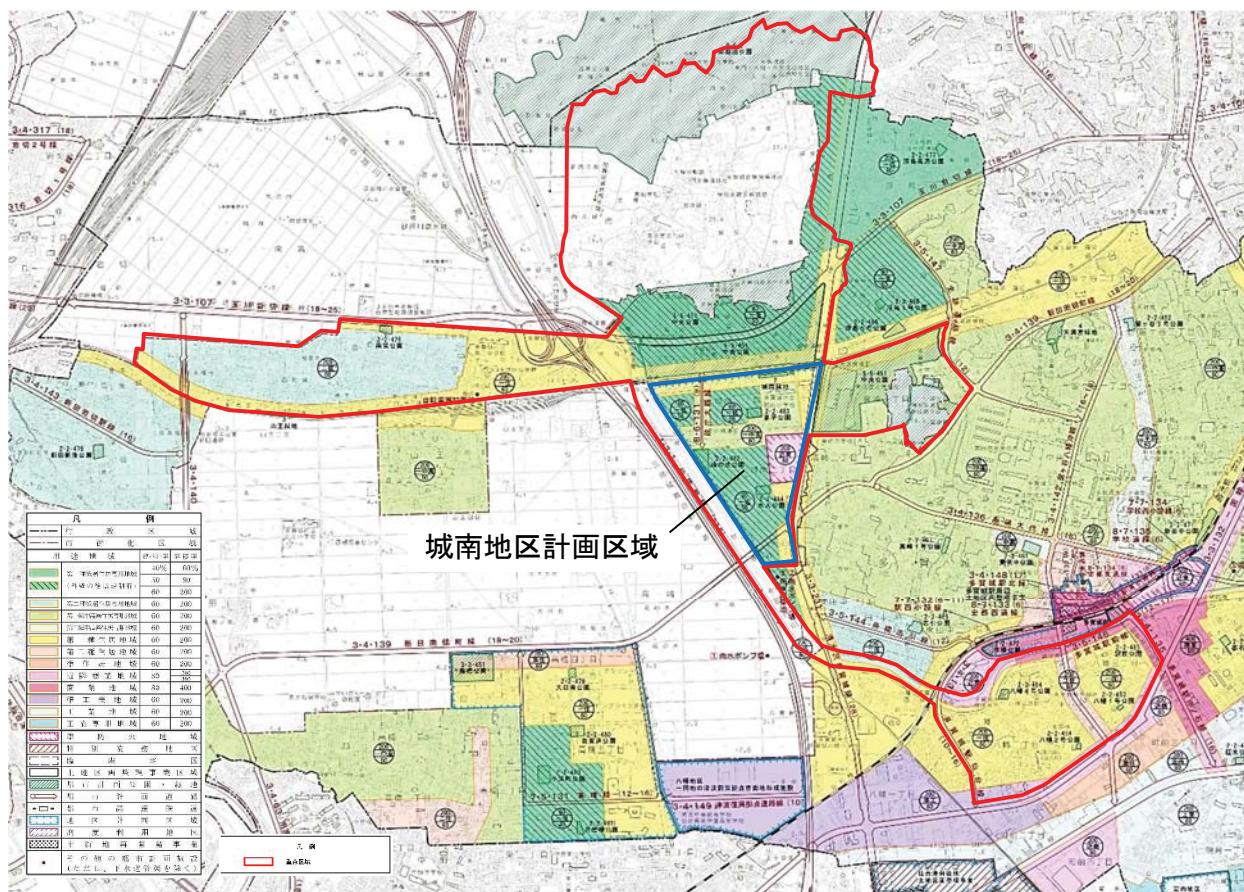
## (1) 都市計画との連携

本市は、行政区域1,969haの全域が仙塩広域都市計画区域（線引き都市計画区域）に指定されており、このうち約67%の1,350haが市街化区域、約33%の619haが市街化調整区域となっている。

重点区域のうち、「古代多賀城にみる歴史的風致」の地区は、約107haが特別史跡多賀城跡附寺跡に指定され、ほとんどが、市街化調整区域として豊かな風景と良好な歴史景観の保全が図られている。また、この多賀城跡の南側には本市唯一の総合公園である中央公園があり、多賀城跡と一体となった憩いの空間として整備が進行している。

この中央公園の南側約29.4haの住宅地は、城南地区計画を定めており、多賀城跡からの眺望を確保できるよう、建築物の高さや色彩の統一等を図り、多賀城市の歴史的な景観を踏まえた規制誘導を行っている。

今後も引き続き都市計画に基づいた適切な土地利用の誘導を図り、景観形成を推進することとする。



## 用途地域と重点区域の関係

## 城南地区計画

名称	城南地区計画
位置	多賀城市城南一丁目及び城南二丁目の全部
面積	約 29.4 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、JR仙石線多賀城駅から北西約1.5kmに位置し、土地区画整理事業により都市基盤整備が行われ、新たな生活圏を形成する市街地として位置づけられるとともに、隣接する三陸縦貫自動車道のインターチェンジ、JR東北本線の国府多賀城駅及び主要幹線道路の整備により利便性の高い快適な生活空間が創出される。</p> <p>このため、本地区に地区計画を導入し、良好な居住環境の形成と本地区の歴史性及び自然资源を活用した魅力ある都市空間の創出を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>地区的良好な市街地環境・居住環境の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専用住宅A地区、B地区及び一般住宅A地区、B地区は、低層の戸建て住宅を主体とした良好な環境を有する住宅地の形成を図る。</li> <li>2 中高層住宅地区は、新駅に隣接する交通利便性を考慮し、中高層の住宅及び一定規模以下の日常的な店舗を許容した住宅地の形成を図る。</li> <li>3 商業地区は、住宅を排除し、生活支援及び外来者に対応した複合型商業施設とこれに関連する施設等の集積を図る。</li> <li>4 幹線道路地区は、幹線道路清水沢多賀城線を活用し、店舗及び事務所を許容する沿道商業業務地の形成を図る。</li> <li>5 沿道複合地区は、既存住宅と調和しつつ、“古代ロマン回廊”に位置づけられた市道新田上野線を活用した沿道型商業施設を許容した住宅地の形成を図る。</li> <li>6 文教地区は、小学校を主とした文教施設とこれに関連する施設等の集積を図る。</li> <li>7 政庁大路地区は、多賀城の持つ歴史的背景を創出すべく、落ち着いた雰囲気の緑道空間及び風格のある閑静な住宅地等の形成を図る。</li> </ol>
区域の整備・開発及び保全の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、各地区の建築物等の整備の方針を次のように定める。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 専用住宅A、B地区においては、低層戸建て住宅を誘導し、共同住宅の混在を避けた良好な住環境の形成を図る。</li> <li>(2) 一般住宅A、B地区においては、専用住宅、共同住宅の集積を図るとともに、住宅地に調和した住宅兼用商業施設、診療所等を許容した良好な住宅地の形成を図る。</li> <li>(3) 中高層住宅地区においては、中高層の住宅及び日常利便に供する一定規模以下の店舗を許容した住宅地の形成を図る。</li> <li>(4) 商業地区においては、住宅地を排除した、複合型商業施設とこれに関連する施設等の集積を図る。</li> <li>(5) 幹線道路地区においては、主に沿道利用を考慮した商業施設及び事務所等の沿道商業業務施設を許容した住宅地の形成を図る。</li> <li>(6) 沿道複合地区においては、既存住宅と調和しつつ、“古代ロマン回廊”に位置づけられた市道新田上野線を活用し、沿道型商業施設を許容した住宅地の形成を図る。</li> <li>(7) 文教地区においては、文教施設とこれに関連する施設の集積を図る。</li> <li>(8) 政庁大路地区においては、多賀城の持つ歴史的背景を創出すべく、地区の顔となる低層戸建て住宅等を誘導するとともに、沿道の緑道空間の形成を図る。</li> </ol> </li> <li>2 各地区での建築物等の整備を円滑に行うため、建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さの最高限度等について必要な制限を定める。</li> <li>3 防災上及び街並みの景観上から、かき又はさくの構造や建築物等の形態又は意匠について必要な制限を定める。</li> </ol>

## (2) 景観計画との連携

本市では、市街地の発展と先人から受け継いできた古き良き環境との調和を図りながら、市民、事業所、行政が共同で景観まちづくりに取り組み、住みやすい情緒あふれる魅力的なまちづくりを進めるため、平成27年（2015）に『多賀城市景観計画』を策定している。

多賀城市景観計画における景観計画区域については、第2期の本計画策定に合わせ、より重点的に取組みを図るため、本計画の重点区域を景観計画区域とし、歴史的風致と一体となった街並みの形成を推進する。

なお、建築物等の形態及び色彩その他の意匠の制限について、地域固有の歴史文化資源と調和した良好な住環境を形成するため、それぞれの地区にデザインコンセプトを設けて規制誘導を図ることとし、都市計画法に基づく開発行為についても、土地の区画形質の変更に当たって景観保全及び景観形成に寄与するよう指導していく。

### 建築物の景観形成基準

行為	種類	基準					
建築物の新築又は移転等	配置、規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模とし、特に建築物の向きについて配慮します。</li> <li>地域の個性に留意し、地域全体としての調和を乱さないように配慮します。</li> <li>敷地内に複数の建築物を設ける場合は、相互に調和したものとなるように配慮します。</li> </ul>					
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺に史跡や歴史的風致形成建造物等がある場合は、突出した高さとならないように配慮します。</li> <li>丘陵地の史跡から見渡せる周辺では、史跡から見下ろす眺望景観を妨げないように配慮します。</li> </ul>					
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の良好な街なみ景観との調和に配慮した形態及び意匠とします。</li> <li>道路に面する建築物にあっては、歩行者等に圧迫感をもたらさないように配慮した形態、意匠とします。</li> <li>田園地帯周辺では、田園地帯の集落景観と調和し、違和感のない形態、意匠とします。</li> </ul>					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な色彩は避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とします。</li> <li>外壁の基調色は主として低彩度の色彩とし、住居系用途地域（準居住地域を除く）では、以下に示す色相に対応したマンセル値の彩度の範囲とします。</li> <li>ただし、複数の色彩やアクセント色を用いる場合は、相互に調和して、周囲と違和感のない色彩とします。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>5 R～5 Y</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2 以下</td></tr> </table>	色相	彩度	5 R～5 Y	4 以下	その他
色相	彩度						
5 R～5 Y	4 以下						
その他	2 以下						
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の良好な景観との調和に配慮した素材を用いることとし、周囲と異なる素材を用いる場合は、使用する位置や使用する割合に配慮します。</li> </ul>						
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努めます。</li> <li>道路に面する部分では、できるだけ樹木や連続した低木などを配置して緑化に努めます。</li> </ul>						

### (3) 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画との連携

本計画は、対象全域が歴史的風致維持向上計画の重点区域となっている。

本市に所在する多賀城跡は、大正11年（1922）に付属寺院である多賀城廃寺跡とともに、多賀城跡附寺跡として史跡指定を受け、昭和41年（1966）には宮城県唯一の特別史跡に昇格している。

本市では、約107haにも及ぶ特別史跡の良好な保存管理を図る目的で、昭和50年（1975）に最初の保存管理計画を策定し、昭和62年（1987）に第2次保存管理計画、平成23年（2011）に第3次保存管理計画を策定した。特に第3次保存管理計画では、これまでの保存管理事業の推進を踏まえ、史跡の保存管理・整備活用に万全を期すことと併せて、地域住民との共存・共営及び市民との協働による、適切な維持管理と活用の推進を掲げたものであった。

また、本計画では、特に優先的に遺構の保存・活用を図るべき地区であるS重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画を新たに提示した。歴史的風致維持向上計画の中核をなす多賀城南門の復元整備等、歴史的建造物の立体または平面的な復元整備事業のマスタープランを作成し、宮城県と十分な協議を要するとしながらも、マスタープログラムに沿って具体的に事業展開していく方向性を示した。

### 保存管理関連継続事業の基本方針一覧

項目 遺跡	地区区分	保存管理関連継続事業			
		① 土地公有化	② 発掘調査	③ 環境整備	④ 維持管理
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城市	宮城県	宮城県（多賀城市）	多賀城市
		計画的に土地の公有化を行うとともに、地区内の家屋は逐次移転補償の対象とする。  S重点遺構保存活用地区に統一して計画的に公有化を行う。	年次計画に基づき計画的に発掘調査を行う。	当該地区を対象とした事業計画に基づき、計画的・優先的に整備活用を図る。  S重点遺構保存活用地区に統一して計画的に整備活用を図る。	整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者のやすり等に配慮し、公園的維持管理を実施する。 公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施することとも、それらの状況に応じた利活用を進める。 また、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区			
		A II 遺構等保存活用地区			
	B 緑地環境保全地区	遺跡構成要素に係る保存上の必要性が生じた場合、土地所有者の申請があった場合及び公共公益上必要が生じた場合には公有化を行う。	必要性が生じた場合は、逐次整備を行い活用を図る。	必要性に応じて発掘調査を行う。	公有化済土地の既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素としてA遺構等保存活用地区と一緒に修景を図る。 また、必要に応じ、里山体験学習等、積極的活用にも留意する。
	C 湿地環境保全地区				多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園やビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。 また、木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。

#### (4) 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画との連携

平成28年（2016）に宮城県教育委員会が策定した、特別史跡多賀城跡附寺跡全体の中・長期的な整備基本計画である。

平成23年（2011）策定の『多賀城市歴史的風致維持向上計画』（第1期）及び『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』を受け、多賀城創建1300年となる令和6年（2024）に向けて、南門地区を含む政庁南面地区の整備を実施することにより、古代の歴史遺産である多賀城跡の重要性を実感できる空間創出を図ることとしている。

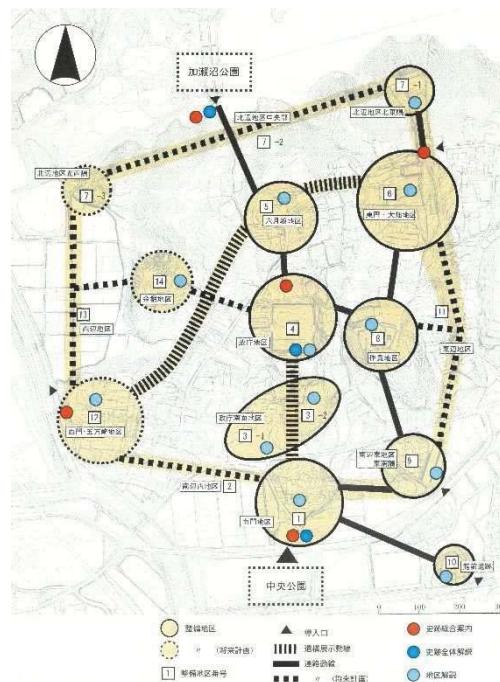
#### 整備実施計画スケジュール（案）

年度（平成）	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41																		
宮城県	第5次10ヶ年計画					第6次10ヶ年計画																											
	第10次5ヶ年計画					第11次5ヶ年計画					第12次5ヶ年計画																						
	政庁南面地区 再整備 地形測量		政庁南面地区 実施設計・基盤整備			城前地区 建物群表示		政庁南 大路復 元表示	鴻の池 地区 整備	作貫地区 整備	東門・大畠地区 整備																						
	南門地区 南門等復元 実施設計		南門地区 南門・築地辦復元ほか周辺整備 ガイダンス施設設置																														
多賀城市	南辺東地区整備																																
	館前地区・政庁地区北端部整備																																
参考	特別史跡 指定50年 三陸道 多賀城LC. 供用開始	多賀城研 究所開所 50周年 東北歴史 博物館開 館20周年	多賀城市 市制施行 50周年	史跡指定 100周年	多賀城創建 1300年 東北歴史 博物館開館 25周年																												

#### (5) 特別史跡多賀城跡附寺跡サイン計画との連携

特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づき、平成29年（2017）に宮城県多賀城跡調査研究所が策定した、特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備事業で実施する新規サインの設置及び既存サインの更新を行う際の基本的な方針を示したものである。

本計画では、『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』で示した「遺跡構成要素」（多賀城に直接かかわる立地・自然環境及び遺構・遺物）の解説に関するものを対象とし、環境整備事業において設置するサインに適用することとしている。さらに、史跡等の利用に関するサインなど本計画の対象外のものについても



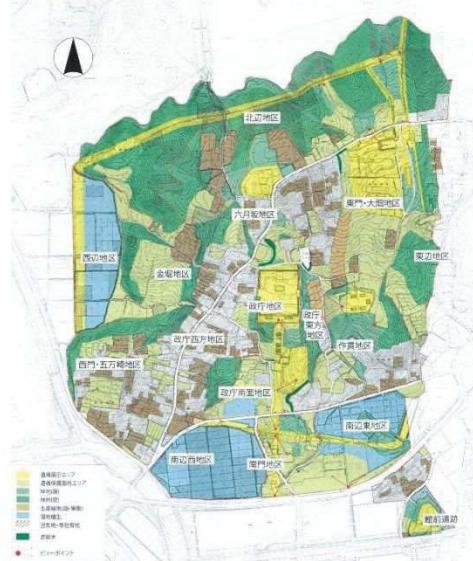
動線計画とサイン計画

本計画の趣旨を踏まえ、当該サインを設置する者が別途サイン計画を策定し、それに従い設置することとしている。

## (6) 特別史跡多賀城跡附寺跡緑化修景基本方針との連携

特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づき、令和2年（2020）に宮城県多賀城跡調査研究所が策定した、特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備事業で実施する緑化修景の際に基本とする方針である。

本方針では、『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』で示した整備方針に従い、遺跡の保存、歴史的景観の形成、ビューポイントからの眺望、公園的利用等の観点から空間設定を行い、エリアごとに緑化修景の方向性を示している。



多賀城跡緑化修景基本方針図

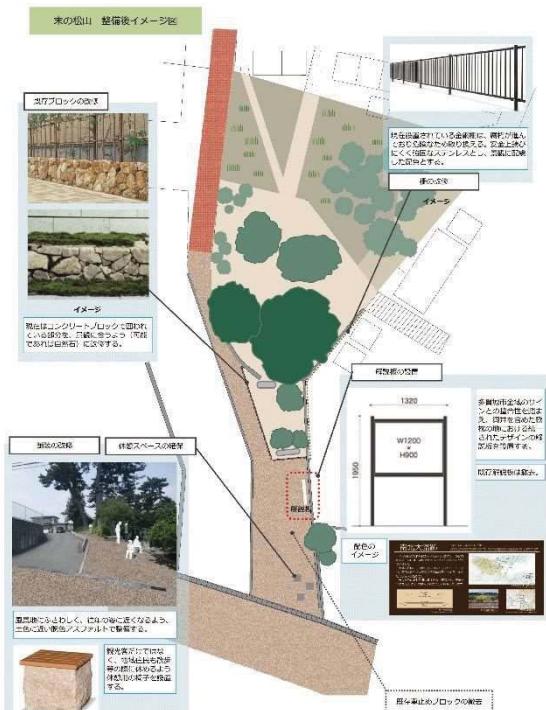
## (7) 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画との連携

3箇所の指定地全てが重点区域となっており、指定地ごとに「保存」「活用」「運用」の方策を定めている。

保存の方策としては、指定地の継続的な経過観察、異常・事故等に速やかに対応するためのマニュアル整備、定期的な樹木医診断とマツクイムシ防除措置等を行うこととしている。

活用の方策としては、パンフレットの作成、現地見学を含めた講座の開催、企画展示、指定地の景観と調和する携帯・意匠・材料にするとともに、広範に活用できるデザイン統一検討などを行うこととしている。

運営の方策としては、俳句や短歌など文学にかかわる団体をはじめ、史跡愛好団体・観光団体、郷土芸能団体などとの連携を図り普及啓発に当たることとしている。



末の松山整備基本計画図

#### (8) 宮城県屋外広告物条例との連携

本市における屋外広告物は、宮城県屋外広告物条例により規制されており、良好な景観の形成及び風致の維持のため、景観を阻害しないよう規制誘導を図っている。

本計画内の重点区域内には、原則として、広告物を表示することができない禁止地域と広告物を表示するためにはあらかじめ許可を受けなければならない許可地域が混在していることから、屋外広告物設置に関しては、宮城県による適正な指導のもとに、歴史的風致の維持向上の支障とならないよう連携を図っていくこととする。

## 屋外広告物条例における禁止地域及び許可地域の一覧

第1種禁止地域				許可地域			
該当地域等		知事が指定する区域等		該当地域等		知事が指定する区域等	
(1)都市計画法の規定により定められた風致地区、自然的建造物群保存地区				(2)から離れる区域		特定豪華松島のうち市街化区域及び地区計画等が定められている区域	
(2)文化財保護法の規定により指定された重要有形文化財(建造物) 及びその周辺 建造物から50m以内				(3)から離れる区域		なし	
建造物から50m以内 建造物名:天王寺塔 登録登記名:天王寺塔				(4)から離れる区域		なし	
(3)文化財保護法の規定により指定された重要有形文化財(建造物) 及びその周辺 建造物から50m以内				(5)から離れる区域		なし	
(4)森林法の規定により指定された風致保林							
(5)自然環境保全条例による指定された県自然環境保全地域及び地図環境保全地域(別表1)							
(6)都道府県法に規定する都巿公園							
(7)道路、鉄道、軌道及び索道	高 速 道 路 等(※1)	企 業	(未供用の区间並びにハイキングエリック及びサービスエリックの区域を除く) (未供用の区间を除く)	(7)道路、鉄道、軌道及び索道	高 速 道 路 等 一 般 国 道 (高速道路等を除く) 高 道 (主要地方道) (高速道路等及び みやざき北東北幹線道路を除く)	全 線	バーキングエリア及びサービスエリアの区域 全 線   (所表2)
	みやざき北東北幹線道路 新豊岡 開通 東 仙 台 空 游 東 北 本 幹 線 智 石 仙 線 仙 石 東 京 線 石 沢 羽 石 線 河 武 周 急 行 線 大 舟 仙 沼 線	全 線					
(8)川河、渓流、沼泽、海浜、海岸、原庭及び山畠並びにこれらの付近の地域	なし						
(9)港湾、空港及び駅前商業施設並びにこれらの付近の地域	なし						
(10)公園、学校、施設園芸、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育馆、愛電車、公演場							
(11)古墳、墓地、火葬場及び斎祭場							
(12)寺社、仏堂及び教会の境内							
第2種禁止地域							
該当地域等		知事が指定する区域等		許可地域の区分			
(13)道路、鉄道、軌道及び索道から離れることができる地域(※2)	高 速 道 路 等 全 線 みやざき北東北幹線道路 新豊岡 開通 東 仙 台 空 游 東 北 本 幹 線 智 石 仙 沼 線	企 業 全 線 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	本路の直線から500m以内 高架から100m以内 施工基準面から500m以内	第1種許可地域 第1種許可地域 第2種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	高 速 道 路 等 一 般 国 道 (高速道路等を除く) 高 道 (主要地方道) (高速道路等及び みやざき北東北幹線道路を除く) 市街化調整区域 第1種許可地域の区域 第2種許可地域の区域 第3種許可地域の区域	全 線 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	バーキングエリア及びサービスエリアの区域 全 線   (所表2)
(13)道路、鉄道、軌道及び索道から離れることができる地域(※2)				(13)道路、鉄道、軌道及び索道から 離れることができる地域	高 速 道 路 等 一 般 国 道 (高速道路等を除く) 高 道 (主要地方道) (高速道路等及びみやざき北東北幹線道路を除く) 東 土 本 線 河 舟 線 仙 石 線 隣 羽 東 線 石 登 線 阿 武 隈 行 駅 大 舟 淀 線 安 仙 沼 線	全 線 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	高 速 道 路 等 一 般 国 道 (高速道路等を除く) 高 道 (主要地方道) (高速道路等及びみやざき北東北幹線道路を除く) 東 土 本 線 河 舟 線 仙 石 線 隣 羽 東 線 石 登 線 阿 武 隈 行 駅 大 舟 淀 線 安 仙 沼 線
(14)既設設備設置計画(所表2)の区域							
(15)(1)-(13)の区域と同一の区域							

\*1 高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法第4条の2第1項又は第2項の規定に基づき指定された自動車専用道路。  
\*2 高速道路等、みやぎ見比新幹線道路、東北新幹線、仙台空港線においては製造することができる地域のうち都市計画法に規定する両地域又は地区計画等が定められている区域を除く。

第3用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域。

根据《中华人民共和国会计法》、《企业会计准则》和《企业会计制度》，结合本公司的实际情况，特制定本公司会计核算办法。

県自然環境保全地域・緑地環境保全地域 (市町村の区域のなかに位置するものを含む)									
区分	名 称	位 置	面 積 (ha)	路 線 一 覧 表					
				一般 国 道		主 要 地 方 道		其 他	
県 自 然 環 境 保 全 地 域	伊豆沼 内沼	静岡市、東原市	559	4 東 京 都 → 青 森 市	1 古 川 佐 浴 緿	19 斑 鳥 台 高 清 水 緿	37 山 台 北 国 交 緿	56 仙 台 三 本 木 路	
	鹿 山	静岡市	34.7	6 東 京 仙 - 仙 台 市	2 石 卷 岩 川 源 緿	20 仙 台 空 港 緿	38 相 扇 大 勢 球 地	57 大 勢 合 田 路	
	仙 台 海 湾	名取市、岩沼市、百里町、山元町 (仙台市を含む)	1,017.69	8 仙 台 市 → 青 森 市	3 岩 喜 吉 庭 道	21 山 南 水 山 緿	39 仙 台 古 岩 道	58 鳴 鶴 七 池 多 岩 岩	
	磐 水	五所川原市、名取市、田代町	1,317	47 仙 台 市 → 酒 田 市	4 中 田 菊 駒 緿	22 仙 台 家 緿	40 利 脊 松 山 路	59 古 川 一 游 道	
	美 房 岩	川内町	1,676	48 仙 台 市 → 山 城 市	5 宮 井 仙 泊 緿	23 仙 台 竹 仙 道	41 女 川 古 虎 道	60 鹿 岛 古 岩 游 道	
	谷 山	川内町、田代町	894	108 石 巷 市 → 由 本 井 市	6 石 巷 石 岩 道	24 白 石 丸 素 緿	42 藤 喬 鹿 公 园 道	61 游 道 山 滝 道	
	磐 岩	奥 岩 岩	49.65	113 新 湿 市 → 相 馬 市	7 石 巷 慶 緿	25 岩 藤 露 王 緿	43 天 本 河 南 道	62 仙 台 山 寺 道	
	一 棚 山	田代町、大河原町、栗原市	614.50	268 鶴 前 高 市 → 一 間 市	8 仙 台 松 瑞 道	26 仙 水 泊 唐 桐 道	44 角 田 山 元 道	63 最 上 鬼 道	
	磐 瑞 魁 魁	磐 瑞 魁 魁	24.40	269 仙 台 市 → 山 形 市	9 大 和 松 瑞 道	27 安 岩 松 仙 公 园 道	45 丸 森 玲 壱 山 道	64 北 上 鬼 道	
	鬼 取	加茂町	84.11	342 横 手 市 → 豊 岡 市	10 塩 釜 喜 曙 道	28 丸 森 実 田 道	46 日 口 石 国 見 道	65 仙 水 泊 本 古 道	
綠 地 環 境 保 全 地 域	磐 瑞	磐 瑞 市、磐 瑞 町	541.04	348 仙 台 市 → 仙 水 泊 市	11 墓 旁 游 道	29 河 北 桃 生 道	47 瞳 王 岩 道		
	斗 雄	磐 瑞 町	28.15	349 寒 河 江 市 → 大 岩 岩	12 白 石 上 山 道	30 仙 台 金 梶 道	48 荒 采 金 成 道		
	東 田 代	磐 瑞 町	35.97	350 水 戸 市 → 美 田 町	13 上 山 七 ヶ 岐 道	31 仙 台 田 道	49 黒 駒 平 泉 道		
	磐 瑞 田 代	大 沢 町	35.97	358 石 巷 市 → 由 本 井 市	14 百 理 大 沢 原 旗 道	32 古 川 松 山 道	50 白 石 奥 田 道		
	磐 瑞 尾	加 莫 町	754.60	359 石 巷 市 → 仙 水 泊 市	15 古 川 豊 美 道	33 石 巷 河 北 道	51 南 霞 王 七 叶 瑞 道		
	商 人	加 莫 町	2.25	456 鶴 周 市 → 仙 水 泊 市	16 石 巷 瑞 古 台 大 道	34 仙 水 泊 高 前 高 田 道	52 目 球 村 田 道		
	加 通	磐 瑞 市、多賀城市、利府町	65	457 一 間 市 → 白 岩 市	17 鹿 動 瑞 古 山 道	35 京 道 仙 水 泊 道	53 牛 壮 良 时 道		
	磐 民 の 森	磐 瑞 町、利 府 町	1,045	458 本 吉 家 瑞 藏 道	18 本 吉 家 瑞 藏 道	36 瑞 木 瑞 藏 道	54 井 土 長 时 道		
	磐 深 仙	磐 瑞 町、大 沢 町、磐 瑞 町	2,696						
	深 山	角 田 町、山 元 町	311.52						
	高 原	千 賀 町	2,830						
	高 岩	名 取 市、岩 沢 市、栗 田 町 (仙台市を含む)	30.58						

許可地域又は禁止地域の面積が小さいものについては、この規制図上、表示不可能なものがありますので、屋外広告物を表示、設置する前に所管する土木事務所又は市町に御確認ください。

